

環水大自発第 2012251 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都府県大気環境担当部（局） 御中

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する
基本方針の取扱いについて

平素より自動車環境行政に御尽力いただき御礼申し上げます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に基づき策定される現行の自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月環境省告示第 22 号。以下「基本方針」とする。）では、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において、平成 32 年度（令和 2 年度）までに、二酸化窒素については、二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月環境庁告示第 38 号）で定められる大気環境基準を、浮遊粒子状物質については、大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号）で定める大気環境基準を確保することを目標としている。

今般、現行の基本方針で定める目標達成年度となったことから、令和 2 年 8 月に環境大臣より中央環境審議会会長に対して、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について諮問し、現在、大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において審議が行われているところであるが、同小委員会における答申を経て、必要な措置が講じられるまでの間においては、引き続き現行の基本方針がその効力を有する。

このため、関係都府県におかれては、令和 3 年度以降も、現行の基本方針に基づき策定した窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画による施策を引き続き着実に実施されたい。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。